

香春町災害廃棄物処理計画

令和8年10月

目次

1編 総則	1
1章 背景及び目的	1
2章 本計画の位置づけ	1
3章 基本的事項	3
(1)対象とする災害及び災害廃棄物	3
(2)災害廃棄物処理の基本方針及び処理主体	6
(3)地域特性と災害廃棄物処理	7
2編 災害廃棄物対策	10
1章 組織体制・指揮命令系統	10
(1)香春町災害対策本部	10
(2)災害廃棄物対策の担当組織	11
2章 情報収集・連絡	16
(1)香春町災害対策本部との連絡、収集する情報/	
(2)県との連絡および報告を行う情報	17
(3)国、近隣他都道府県などへの連絡	18
3章 協力・支援体制	21
(1)市町村等、都道府県及び国の協力・支援	21
(2)民間事業者団体等との連携	22
(3)広域支援体制	23
(4)ボランティアとの連携	25
4章 住民等への啓発・広報	26
5章 一般廃棄物処理施設の現況	27
6章 災害廃棄物処理対策	30
(1)災害廃棄物発生量	30
(2)し尿	31
(3)避難所ごみ	31
(4)処理可能量	31
(5)処理フローに係る項目	33
(6)仮置場	36
(7)片付けごみ	44
(8)有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	44
7章 水害等における処理対応	47
8章 災害廃棄物処理実行計画の作成	49
9章 平時の備え	50
(1)計画の点検・改定	50
(2)計画の共有、関係者との連携	50
(3)職員の教育、研修及び訓練の実施	51
10章 補助金の活用	52

1編 総則

1章 背景及び目的

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震を始めとする未曾有の大災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災した地方自治体でその処理に苦慮している現状にある。福岡県においても、平成17年に福岡県西方沖地震を経験している。

また、地震だけでなく、平成29年には九州北部豪雨が発生したように気候変動に伴う降水量の増加により、河川氾濫等の風水害に対するリスクも高まっており、いつ大量の災害廃棄物が発生してもおかしくない状況となっている。

環境省では、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、県及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）を策定し、平成30年3月には改定版を公表した。

福岡県においては、平成28年3月に災害廃棄物処理への基本的な対応、処理体制等を定めた「福岡県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を策定し、令和3年3月に改定を行ったところである。

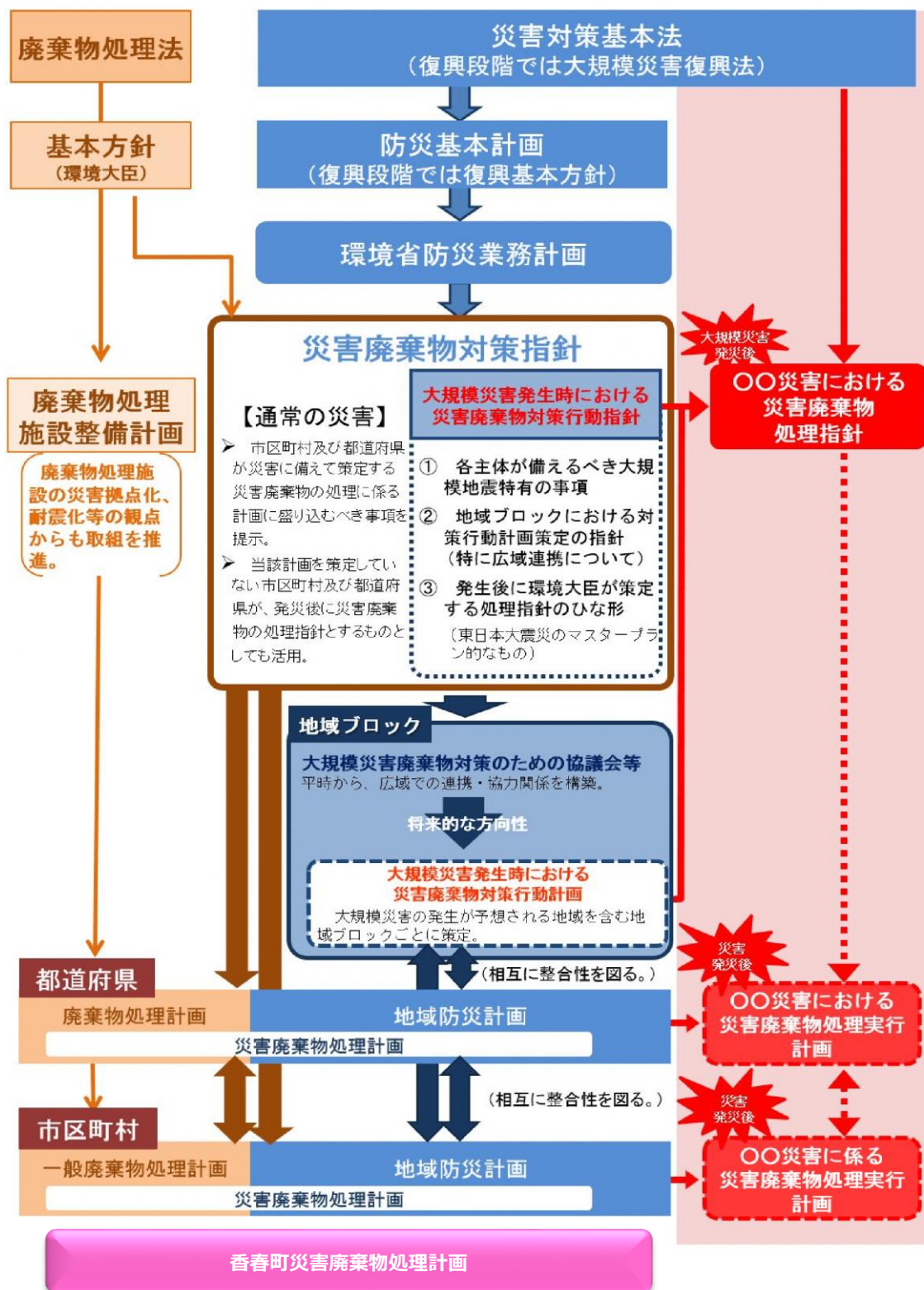
このような背景を踏まえ、最新の指針等に基づき、香春町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）等の関連計画と整合を図りながら、大規模災害による被災時の課題を整理し、平常時の災害予防対策と災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すため、「香春町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定した。

2章 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める指針(平成30年改定)に基づき策定するものであり、町防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、具体的な業務内容を示した。

香春町（以下「町」という。）で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。また、町の体制や社会情勢等が大きく変化した場合には、必要に応じて本計画の見直し及び改定を行う。

図1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



出典:環境省災害廃棄物対策指針(平成30年3月)P1-4

3章 基本的事項

(1)対象とする災害及び災害廃棄物

本計画では地震災害及び水害、その他自然災害を対象とし、その災害が発生した場合の被害想定を表1から3に示す。

なお、地震については「地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県・令和7年9月）」において、町に最も大きな被害をもたらすとされる地震（「基盤一定地震／冬・18時」）を本計画の想定地震とした。

発生する災害廃棄物は「一般廃棄物」に分類されるため、町が処理の主体を担う。その種類を表4に示す。

なお、災害時には、災害廃棄物の処理に加えて、通常的生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿や町内に設置されている合併処理浄化槽から発生する汚泥を処理する必要がある。

表1 想定地震災害における被害棟数(液状化危険度ほか)

地震災害(単位:棟)							
建物全壊棟数			建物半壊棟数			火災	
揺れ	液状化	土砂災害 急傾斜地 崩壊	揺れ	液状化	土砂災害 急傾斜地 崩壊	木造	非木造
300	10	0	1,400	60	0	0	0

出典:地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 令和7年9月)

表2 想定する地震被害(避難所避難者数、上水道支障率)

想定する地震被害	項 目	当日	1週間後	1ヶ月後
基盤一定	避難所避難者数	1,100	1,200	1,200
	項 目	直後	1週間	1ヶ月後
	上水道支障率	19.6%	3.9%	0.4%

出典:地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 令和7年9月)

表3 想定する水害被害(棟数)

水害(単位:棟)				
全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
0	0	0	108	136

出典:令和元年市町村別被害棟数(福岡県)

(※)

(注)地震:最も地震被害が大きいとされる基盤一定地震(冬18時・強風)を想定
 水害:福岡県提供資料より遠賀川における水害を想定

【※用語】

基盤一定地震

地表から深さ十数キロメートルの地下にある安定した地盤(地震岩盤)での揺れを一定と仮定し、地震の増幅特性の違い(軟弱地盤での揺れが大きくなること)だけを考慮して地震動を評価する手法

表4 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラソール等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 処理には所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間は警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

出典：環境省災害廃棄物対策指針(平成30年3月)P1-9～1-10 を編集(2)災害

(2) 廃棄物処理の基本方針及び処理主体

① 対策方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表5に示す。

表5 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基 本 方 針	内 容
公衆衛生の確保	廃棄物処理が滞ることで感染症等健康被害が発生することがないように、公衆衛生の確保を最優先とする。
広域的な対応による 処理の迅速化と可能な 限りの県内処理の実行	公衆衛生の確保及び速やかな生活再建に向け、発災初期の段階での国、他県自治体等の支援受入、県による事務代行等による処理の迅速化を図る一方で、処理可能なものは極力県内で処理が行われるよう、県内の自治体及び関係する業界が結集して対応する。
将来に禍根を残さない 適切な処理	無計画、無秩序な災害廃棄物の受入、処理により、仮置場周辺などの生活環境が将来にわたり悪化することがないように、モニタリング等の対策を含め、計画的な処理を行う。
処理にあたっての 再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化が図られるよう処理を行う。

② 処理期間

地震災害については、発生から概ね3年以内、水害については発生から1年以内での処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

③ 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負う。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14(事務の委託)の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができることとされ、町が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、都道府県に事務委託を行うこととする。

(3)地域特性と災害廃棄物処理

1. 地理的条件

町は、図 2 に示すとおり、福岡県の東北部に位置し東西6.45km²、南北10.6km²で面積は44.56km²を有し、北部は北九州市小倉南区、南部は赤村、大任町、東部はみやこ町、西部は田川市、福智町と接している。

2. 自然的条件

① 地形

町は町城南西端部を除き、ほとんどが山地となっている。北には福智山系の牛斬山、西に香春一の岳、二の岳、三の岳、東に貫山山系の障子岳・飯岳山（大坂山）があり、町域の6割強を山林が占めている。

② 河川

河川は一級水系遠賀川支流の金辺川、呉川、御祓川（みそぎがわ）の2つの主流と28の小河川が流れている。

なお、主要3河川は災害危険区域に指定され、金辺川は重要水防区域に指定されている。

③ 活断層

県内の活断層としては「地震調査研究推進本部の長期評価（平成25年2月1日）の結果等によると、主なものとして次の7断層（系）を挙げることができる。

ア 小倉東断層	イ 福智山断層	ウ 西山断層系	エ 警固断層系
オ 水縄断層系	カ 宇美断層	キ 日向峠－小笠木峠断層	

これらの断層は、いずれもエ、オを除き歴史時代には活動していないが、ほぼ活断層であると推定されている。

町にはこれらの活断層のうち、北部にア 小倉東断層、西縁にイ 福智山断層が分布している。

④ 気象

九州北部に位置する本町は、九州の気候区分のうち日本海型気候区に区分される。この気候区では、年平均気温は15℃から16℃、1月の平均気温は6℃以下で九州のほかの地域に比べて、降水量は少ない。

また、冬季は北西の季節風を受けて、風の強い日が多いことが特徴である。

近隣の気象測候所である飯塚測候所による気象観測結果（2020年から2024年の平均値・添田観測所）では降水量の平均は2,161.0mm、日平均気温は16.1℃であり、月別の降水量変化では、梅雨と台風の影響で7月、8月に降水量が多い。

3. 考察

町の地勢状況や町ハザードマップの内容を踏まえると本町の山間部の一部は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地地域、山腹崩壊危険区域）に指定されており、災害発生の際にがけ崩れの影響による道路寸断等による地域間のアクセスが不可能となるリスクが高いと考えられる。

また、町内を流れる主な河川付近では、浸水が起こる可能性がある地域も点在している。

これらの点を鑑みると、町内の災害廃棄物運搬や仮置場の整備に関し、設置する場所の選定やアクセスを考慮する必要がある。

本町のごみ処分では、令和7年より田川地区広域環境衛生施設組合（以下「組合」という。）が運営するさくら環境センターで行われている。

この施設では、現在田川地区8市町村全てのごみの搬入、処分が行われていることから近隣市町村で同様の被害があった場合、災害廃棄物や通常廃棄分のごみが同様に持ち込まれ、処理能力を超える廃棄物が発生する可能性も十分考えられるため、事前に非常時における構成市町村及び組合と連携や対応に関する協議が必要と考えられる。

また、ごみ収集や運搬、処理、仮置き場運営、資材調達等の点で、一般企業のノウハウや物品の活用も重要と考えられることから、町内で活動する一般廃棄物収集運搬許可業者や現在町が協定を締結している公益社団法人福岡県産業資源循環協会と事前に協議等を進めておくことが有効と考えられる。

【参考】

町ホームページ（香春町ハザードマップ）

<https://www.town.kawara.fukuoka.jp/s001/040/010/020/20171112211530.html>

図2 香春町の位置図



出典:香春町

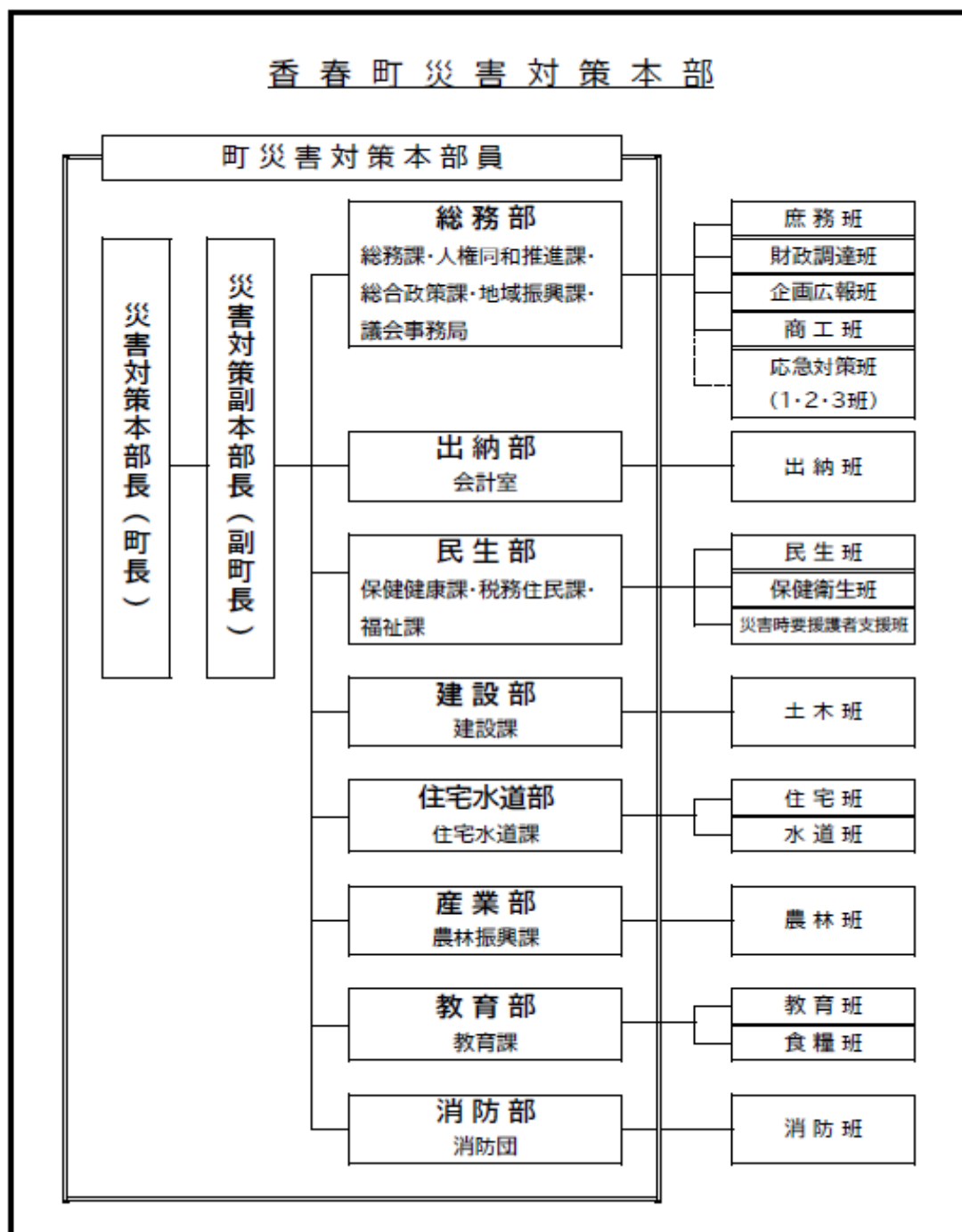
2編 災害廃棄物対策

1章 組織体制・指揮命令系統

(1)香春町災害対策本部

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画に基づき図3のとおりとする。

図3 香春町災害対策本部組織の構成



出典：香春町地域防災計画
（令和8年4月の機構改革により、内容を訂正）

(2)災害廃棄物対策の担当組織

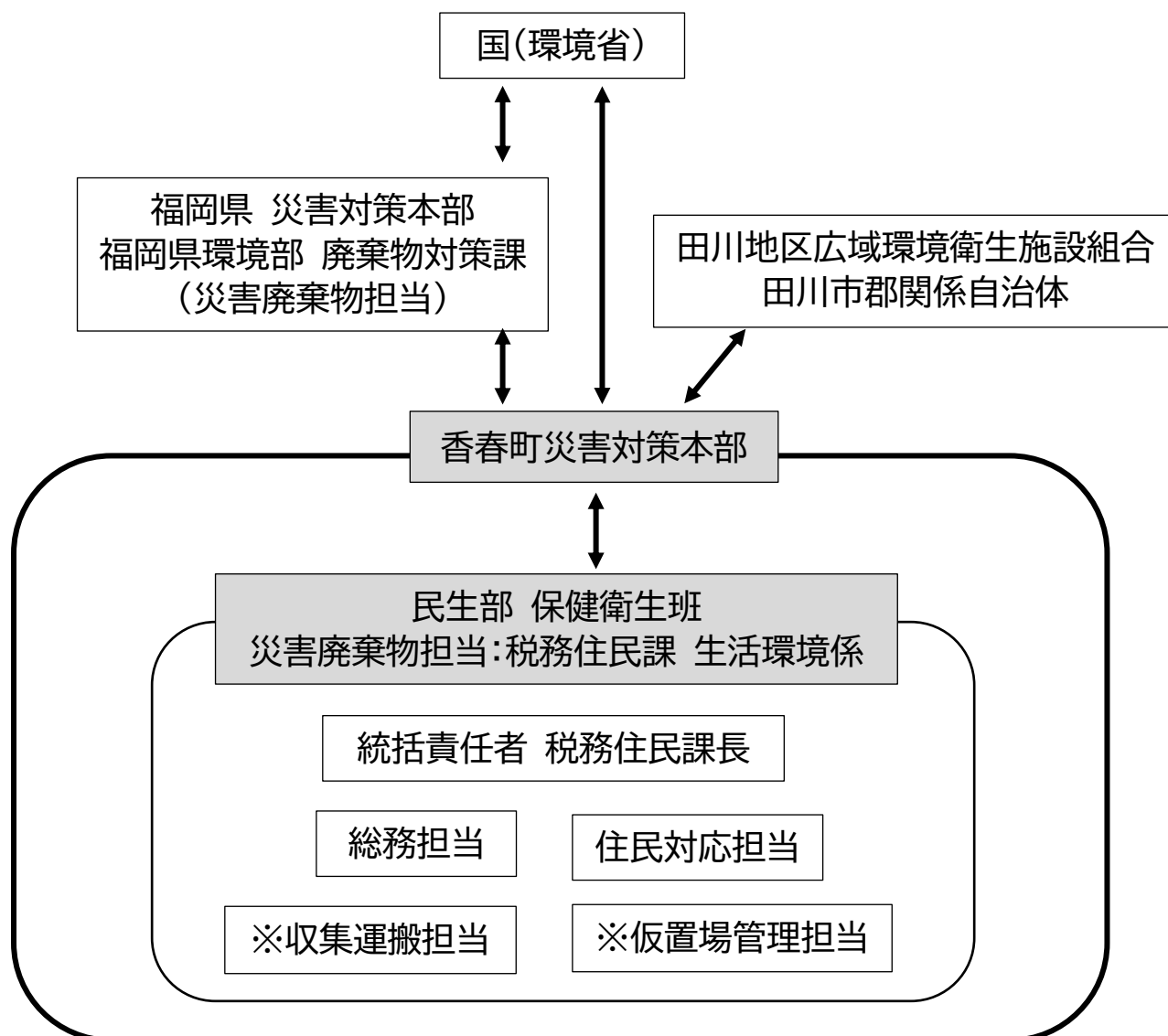
災害廃棄物処理を担当する組織については、図4の機能組織を目安として、発災後の被害状況に応じて人員を確保することを検討する。

また、必要に応じて国・県及び関係自治体や一部事務組合に支援や処理を行うための協議、依頼を行う。

発災後の各フェーズで行う業務概要は、表6、表7のとおりである。

各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から7日程度まで、応急対応は発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧や復興は応急対策後から1年程度を目安とし、活動を行うものとする。

図4 災害廃棄物処理体制の構築(予定)



※収集運搬や仮置場管理については、公益社団法人福岡県産業資源循環協会と締結している協定の活用や別途民間企業との委託や連携についても検討する。

事項	部班	担当業務
第1 ごみ処理	民生部保健衛生班	生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理
第2 し尿の処理	民生部保健衛生班	仮設トイレの設置、し尿の処理
第3 がれきの処理	民生部保健衛生班	がれきの処理
第4 死亡獣畜処理	民生部保健衛生班	死亡獣畜処理

出典：香春町地域防災計画
（令和8年4月の機構改革により、内容を訂正）

表6 災害廃棄物等処理(被災者の生活に伴う廃棄物)

項 目		内 容
初動期	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		収集方法の確立・周知・広報
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
		感染性廃棄物への対策
	仮設トイレ等の し尿	仮設トイレ(簡易トイレを含む) 消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの必要数の把握
		仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定
		仮設トイレの設置
		し尿の受入施設の確保 (設置翌日からし尿収集運搬開始:処理、保管先の確保)
		仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
応急対応 (前半)	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の稼動可能炉等の運転、災害廃棄物 緊急処理受入
		ごみ焼却施設等の補修体制の整備、必要資機材の 確保
		収集状況の確認・支援要請
		生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
		収集運搬・処理体制の確保 処理施設の稼動状況に合わせた分別区分の決定
		収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
		ごみ焼却施設等の補修・再稼動の実施
	仮設トイレ等の し尿	収集状況の確認・支援要請
		仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者へ の指導(衛生的な使用状況の確保)
復旧・復興	仮設トイレ等の し尿	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの 撤去

出典:環境省災害廃棄物対策指針(平成30年3月)p.1-15を一部修正

表7 災害廃棄物等の処理(災害によって発生する廃棄物等)

項 目		内 容
初動期	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討
		住民、ボランティアへの情報提供(分別方法、仮置場の場所等)
		収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携
		収集運搬の実施
	撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去(関係部局との連携)
	仮置場	仮置場の候補地の選定
		受入に関する合意形成
初動期	仮置場	仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策
		仮置場必要面積の算定
		仮置場の過不足の確認、集約
	環境対策	仮置場環境モニタリングの実施(特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては、環境保全担当と連携)
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
	破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設(一般廃棄物・産業廃棄物)を活用した破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分
		処理可能量の推計
		腐敗性廃棄物の優先的処理
	進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価
応急対応(前半)	発生量	災害廃棄物の発生量の推計(必要に応じて見直し)
	実行計画	実行計画の策定・見直し
	処理方針	処理方針の策定
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	処理スケジュール	処理スケジュールの検討・見直し
	撤去	倒壊の危険のある建物の優先撤去(設計、積算、現場管理等を含む)(関係部局との連携)
	環境対策	悪臭及び害虫防止対策
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、テトラクロロエチレン、フロン等の優先的回収

項 目		内 容
	破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の必要性の検討 仮設処理施設の必要性の検討
(後半) 応急対応	破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の実施 仮設処理施設の設置・管理・運営
		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理
	各種相談窓口の設置	相談受付、相談情報の管理
	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立
復旧・復興	撤去	解体が必要とされる損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体、設計・積算・現場管理等を含む)
	仮置場	仮置場の集約
		仮置場の復旧・返却
	破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	仮設処理施設の解体・撤去

出典:環境省災害廃棄物対策指針(平成30年3月)p.1-14を一部修正

2章 情報収集・連絡

(1)香春町災害対策本部との連絡、収集する情報

町災害対策本部から収集する情報を表8に示す。

表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに課内及び関係者に周知する。

また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

表8 災害対策本部から収集する情報の内容

区 分	情 報 収 集 項 目		目 的
避難所と避難者数の把握	・地区名 ・報告者名、担当部署 ・報告年月日	・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数	・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握		・町村内の建物の全壊及び半壊棟数 ・各町村の建物の焼失棟数	・要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握		・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況	・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁・港湾の被害把握		・被害状況と開通、復旧の見通し	・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルート把握

(2) 県との連絡および報告を行う情報

災害廃棄物処理に関して、県へ報告する情報を表9に示す。

町は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに町内等の災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設被害状況等について、情報収集を行う。

特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

正確な情報の取得が難しい場合は、県への職員派遣要請や民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

なお、県との連絡窓口を明確にしておき、発災直後だけでなく定期的に情報収集を行うものとする。

表9 被災市町村から報告する情報の内容

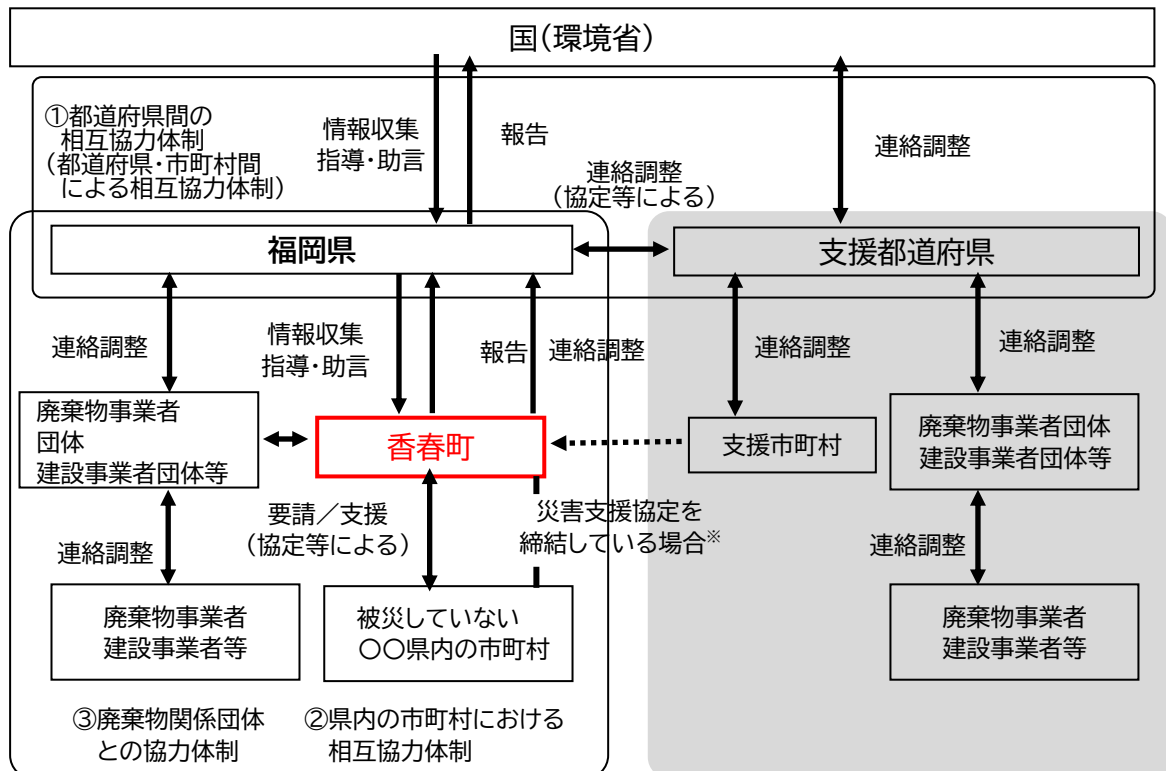
区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量 ・必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 ・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類、量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

(3)国、近隣他都道府県等への連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）を図5に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省、九州地方環境事務所）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。

図5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)



※政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある。

出典:環境省災害廃棄物対策指針(平成26年3月)P2-4を一部加筆・修正

【連絡先一覧】

県及び関係する県内市町村

県／市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
福岡県	環境部 廃棄物対策課	812- 8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643- 3363	092-643- 3365

関係する廃棄物処理施設(市町村及び一部事務組合設置)

① ごみ焼却施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
さくら環境センター	田川地区広域 環境衛生施設 組合	田川郡大任町大字今任原 3888-1	0947-23-1553

② 最終処分場

施設名	状況	事業主体	住所	電話番号
さくら埋立処分場	埋立中	田川地区広域 環境衛生施設 組合	田川郡大任町大字 今任原825-3	0947-85-8440

③ し尿処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
田川地区 クリーンセンター	田川地区広域 環境衛生施設組合	田川郡大任町大字大行事 2259	0947-63-4140

④ 産業資源循環協会(支部を含む)や相談先になりうる事業者

団体名	住所	電話番号	FAX番号
公益社団法人 福岡県産業資源循環 協会	福岡市博多区博多駅南 1-2-15 事務機ビル4階	092-409-8911	092-409-8912

⑤ 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	住所	電話番号	FAX番号
環境省 環境再生・ 資源循環局	環境再生事業 担当参事官付 災害廃棄物対 策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5号館	03-3581- 3351	03-3593- 8359
同上	廃棄物適正 処理推進課	同上	03-3581- 3351	03-3593- 8263
同上	廃棄物適正 処理推進課 施設第2係 ※施設被害報告	同上	03-5521- 8337	03-3593- 8263
環境省 九州地方 環境事務所	資源循環課	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟 4階	096-322- 2410	096-322- 2446

⑥ 町内一般廃棄物処理の収集運搬許可業者(令和8年9月現在)

業者名	業務名
(有)鈴木清掃社	家庭系可燃ごみ収集・運搬業務委託
(有)橋本環境衛生	家庭系可燃ごみ収集・運搬業務委託
九州ワークス(株)	家庭系不燃ごみ・資源物・粗大ごみ 収集・運搬業務委託
(株)クリーン北部九州	事業系一般廃棄物収集・運搬
(株)彩春環境	事業系一般廃棄物収集・運搬

3章 協力・支援体制

(1)市町村等、都道府県及び国の協力・支援

他市町村等による協力・支援については、あらかじめ締結している災害協定等を表10に示す。

災害時には町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請できるように、協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で職員が不足する場合は、県に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、県職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整を依頼する。

表10 災害時応援協定

締結元	協定名称	締結先	締結日	協定の概要
香春町	香春町における 大規模災害時の相互応援 に関する協定	国土交通省 九州地方整備局長 香春町長	H24.1.30	国土交通省所管施設 の被害状況の把握 情報連絡網の構築 現地情報連絡員 (リエゾン)の派遣 災害応急措置 その他必要と認めら れる事項 地震、風水害その他 大規模火災等の際に 被災自治体以外の 市町村に応援要請
香春町	田川地区消防相互応援 協定	田川市・添田町 川崎町・糸田町 大任町・福智町 赤村	R2.6.24	地震、風水害その他 大規模火災等の際に 被災自治体以外の 市町村に応援要請

(2)民間事業者団体等との連携

町では「公益社団法人福岡県産業資源循環協会」との間に「災害廃棄物等の処理に関する協定」を締結しており、必要に応じて災害廃棄物処理の協力を要請する。

また、表11に示す他の協定についても、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、発災時には協定に基づき速やかに協力体制を構築する。

これだけではなく、引き続き災害廃棄物処理に関連する各種事業者との応援協定の締結についても検討を進める。

表11 民間事業者との災害時応援協定

締結元	協定名称	締結先	締結日	協定の概要
香春町	災害廃棄物等の処理に関する協定	公益社団法人 福岡県産業資源 循環協会	R5.8.2	災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集・運搬 災害廃棄物の仮置き場の 管理運営 災害廃棄物の処分 その他必要な事項
香春町	災害時における 町合併処理浄化槽の 点検・復旧等に関する 協定	松村産業 株式会社	H28.12.1	汚泥収集・運搬業務 浄化槽の緊急点検及び 住民相談等への対応 浄化槽の応急復旧 その他協力可能な業務 (個人設置及び個人管理を行 っている各種浄化槽、汲み取 り式便槽の応急復旧等に関 する相談を含む)

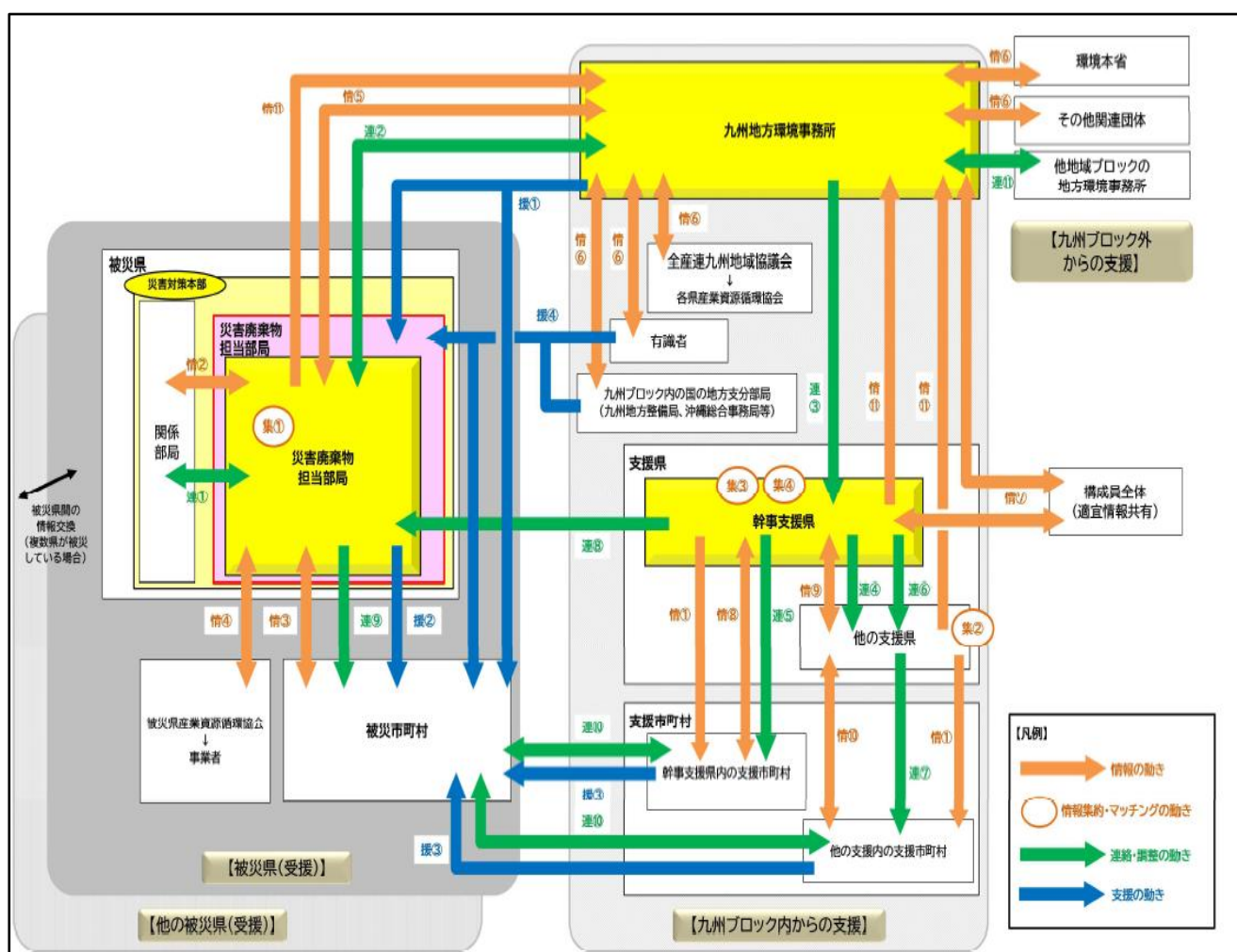
(3) 広域支援体制

ブロック内における災害廃棄物処理に関する体制例を図6に示す。

大規模災害が発生すると、大量に発生する災害廃棄物を被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、行政区界を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。その場合、地域内での連携体制を基本としつつ、まず県を通じた調整により、必要な支援を受けながら具体的な処理体制を構築していくこととなる。

さらに、県内支援による処理完結が難しい場合には、図7に示す九州ブロック災害廃棄物対策行動計画による相互協力体制が組み立てられていくことになる。

図6 ブロック内における災害廃棄物処理に関する体制例(簡略図)



出典:大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画
(環境省 令和5年3月改定)

図7 ブロック内連携時の関係者の対応・役割

区分	関係者 	対応事項
情報共有①	支援県(この時点では幹事支援県 → 県内の支援市町村 他の支援の該当なし)	発災が予見される時点における、支援可能な内容に関する情報の回答準備 (この時点では準備のみで、回答までは求めない)
情報共有②	被災県 災害廃棄物担当部局 ↔ 被災県関係部局	災害廃棄物処理に関して必要な情報共有 (被害状況、インフラ状況等)
情報共有③	被災県 → 被災市町村 ←	被災状況に関する情報の照会、回答 災害廃棄物処理への対応状況に関する情報の照会、回答 必要な支援に関する情報の照会、回答 ブロック内連携と別に既に行われている支援に関する情報の照会、回答
情報共有④	被災県 → 被災県内の産業資源循環協会 ←	既に行われている支援、今後予定している支援対応 等の情報の照会、回答 (他県の産業資源循環協会を介した支援に関する情報も含む)
情報共有⑤	九州地方環境事務所 → 被災県 ←	被災状況に関する情報の照会、回答
情報共有⑥	九州地方環境事務所 → 環境本省、九州管内の国の地方 支分部局、有識者、全産連九州 地域協議会、その他関連団体等	被災県への対応等に関する情報共有
情報共有⑦	幹事支援県 ↔ 被災県 幹事支援県 ↔ 九州地方環境事務所 九州地方環境事務所 ↔ 被災県	適宜、各関係者において集約されている情報の共有 適宜、各関係者において集約されている情報の共有 適宜、各関係者において集約されている情報の共有
情報共有⑧	幹事支援県 → 被災市町村 ←	支援可能な内容に関する情報の照会、回答
情報共有⑨	幹事支援県 → 被災市町村 ←	支援可能な内容に関する情報の照会、回答
情報共有⑩	他の支援県 → 他の支援県内の支援市町村 ←	支援可能な内容に関する情報の照会、回答
情報共有⑪	被災県、幹事支援県、他の支援県 → 九州地方環境事務所	ブロック内連携と別に既に行われている支援に関する情報の共有
情報集約①	被災県	被災市町村から収集した情報の集約
情報集約②	他の支援県	他の支援県内の市町村から収集した情報の集約
情報集約③	幹事支援県	被災県、他の支援県、幹事支援県内の市町村から収集した情報の集約
情報集約④	幹事支援県	収集した情報のマッチング
連絡調整①	被災県災害廃棄物担当部局 ↔ 被害県担当部局	災害廃棄物処理に関して必要な調整 (応援職員の手配等)
連絡調整②	九州地方環境事務所 ↔ 被災県	ブロック内連携体制構築の要否についての協議
連絡調整③	九州地方環境事務所 → 幹事支援県	ブロック内連携体制に基づく幹事支援県としての支援対応要請
連絡調整④	幹事支援県 → 他の支援県	(必要に応じ)幹事支援県の役割の一部の応援要請 →要請した支援県にも「幹事支援県」の一つになっていただく。
連絡調整⑤	幹事支援県 → 幹事支援県内の支援市町村	【マッチング後】 支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達(支援要請)
連絡調整⑥	幹事支援県 → 他の支援県	【マッチング後】 支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達(支援要請)
連絡調整⑦	他の支援県 → 他の支援県内の支援市町村	【マッチング後】 支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達(支援要請)
連絡調整⑧	幹事支援県 → 被災県	【マッチング後】 被災市町村の要望に対して、調整できた支援市町村を伝達
連絡調整⑨	被災県 → 被災市町村	【マッチング後】 被災市町村の要望に対して、調整できた支援市町村を伝達
連絡調整⑩	幹事支援県内の支援市町村 ↔ 被災市町村 他の支援県内の支援市町村 ↔ 被災市町村	マッチング結果に基づく災害廃棄物処理支援に関する、詳細条件の調整 (最初の 発信は支援側から行う) マッチング結果に基づく災害廃棄物処理支援に関する、詳細条件の調整 (最初の 発信は支援側から行う)
連絡調整⑪	九州地方環境事務所 ↔ 他地域ブロックの地方環境事務所	【ブロック間連携時】 ブロック間の支援に関する連絡・調整
支援①	九州地方環境事務所 → 被災者、被災市町村	災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等 【必要に応じて】ブロック内連携体制に基づく支援に先立っての、職員の現地派遣 (情報収集、技術支援等を目的とする) 「災害廃棄物処理支援員制度」の利活用、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対 応の手引き」、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づく支援対応
支援②	被災県 → 被災市町村	災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等
支援③	幹事支援県内の支援市町村 → 被災市町村 他の支援県内の支援市町村 → 被災市町村	詳細条件調整後、災害廃棄物処理に関する支援の実施 詳細条件調整後、災害廃棄物処理に関する支援の実施
支援④	九州管内の国の地方支分部局、有識者等 → 被災県、被災市町村	災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等

出典:大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画

(環境省 令和5年3月改定)

(4) ボランティアとの連携

災害が発生した場合、災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する香春町社会福祉協議会へ支援要請する。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に関する留意点として、表12に示す事項が挙げられる。その他、ボランティアを受け入れる際、宿泊場所の確保が難しいことが想定されるため、平時から受け入れ体制を検討しておくことが重要である。

表12 災害ボランティア活動の留意点

留 意 点
・災害ボランティアの安全を確保するため、災害ボランティアセンターが設置されるまで、外部からの災害ボランティア受け入れは行わない。
・災害ボランティア希望者は、できる限り仲介団体を利用して現地に赴くことが望ましい。
・災害ボランティア希望者には、必ずボランティア活動保険に加入してもらう。
・災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせないこと。
・近年では水害が多発しており、水害被害を受けた家屋の床下の清掃や室内の乾燥を目的に、床材や壁材を剥がす作業が必要となる場合もある。しかし、その作業には一定の技術や知識が必要となること、家屋の破損や作業者の事故・怪我にもつながりやすく安全管理が必要となることから、災害ボランティアが独断では引き受けず、まずは災害ボランティアセンターへ相談するよう、注意を促すことも必要である。
・災害ボランティアの装備は基本的には自己完結だが、個人で持参できないものについては、できるだけ災害ボランティアセンターで準備する。粉塵等から健康を守るために必要な装備(防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ)は必要である。
・破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんやハエ等の衛生害虫に留意する。予防接種のほか、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関で診断を受けさせること。
・津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入し、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になる場合も多く、災害応急対応期(初動期、応急対応(前半・後半))で多くの人員が必要となる。

出典:環境省災害廃棄物対策指針(令和5年1月)【技術資料12】を参考に作成

4章 住民等への啓発・広報

住民へ広報する情報の例を表13に示す。また、広報チラシのひな型を資料編に示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、防災無線、広報宣伝車、ホームページなどがあり、被災状況や情報内容に応じ活用する。東日本大震災では住民への広報として、仮置場の設置場所や開設日等について情報伝達するため、マスコミを活用することが有効であったという事例がある。

表13 広報する情報(例)

項 目	内 容	周知方法
仮置場 排出・分別方法等	・仮置場の場所、期間について ・排出及び分別方法について ・ごみ処理施設への持ち込みについて ・回収方法について ・危険物・有害物質の取扱いについて ・廃自動車の取扱いについて ・不法投棄、便乗ごみの禁止について ・仮設トイレについて ・し尿収集について ・問合せ先について	・防災無線 ・広報宣伝車 ・ホームページ ・庁舎、避難所の掲示板 ・地域回覧板 ・報道(マスメディア)

仮置場での災害廃棄物に関する分別種類の広報は重要となる。
以下にその分別や種類の一例を示す。

(一例)

木質系混合物（木製家具等）
 可燃系混合物（可燃ごみ、畳、ふとん等）
 不燃系混合物（金属等）
 コンクリート系混合物
 金属系混合物（金属類等）
 廃家電等（家電リサイクル対象、その他）
 処理困難物（廃タイヤ類、石こうボード等）
 危険物・有害物

5章 一般廃棄物処理施設の現況

組合が管理する一般廃棄物焼却施設、最終処分場に係る浸出水処理施設及びし尿処理施設の稼働状況を表14から表17に示し、各施設の位置図を図8、図9に示す。

今後、組合と構成市町村は災害廃棄物の受入条件等について協議を行い、合意を図る必要がある。

表14 一般廃棄物焼却施設の稼働状況(さくら環境センター)

施設名	処理能力	型式・施設概要	使用開始年度
エネルギー回収施設	86t/日×2炉	全連続運転ストーカ方式	令和7年度
不燃ごみ等処理施設	13t/5h	破碎選別処理方式	//
資源ごみ等処理施設	かん 1.94t/5h びん 3.52t/5h ペットボトル 0.92t/5h 容器包装プラスチック 0.95t/5h 紙類保管設備 5.94t/5h 布類保管設備 0.23t/5h	磁選機、アルミ選別機 金属圧縮機 手選別コンベヤ 圧縮梱包機 手選別コンベヤ 圧縮梱包機	//

表15 最終処分場に係る浸出水処理施設の稼働状況(さくら環境センター)

施設名	処理能力	型式・施設概要	使用開始年度
さくら 浸出水処理施設	120m ³ /日	【水処理方式】 カルシウム(重金属)除去+接触 ばっ気+凝縮沈殿+高度処理 (砂ろ過・活性炭吸着)+滅菌 【污泥処理】 污泥重力濃縮+機械脱水	令和7年度

表16 一般廃棄物最終処分場の容量ほか

施設名	埋立面積・容量	埋立開始年度	埋立終了年度
さくら埋立処分場	【埋立面積】 14,875.5㎡ 【埋立容量】 134,625.0㎡ 【埋立工法】 準好気性埋立 【遮水工法】 二重シート方式	令和7年度	—

一部出典:さくら環境センターパンフレット

図8 一般廃棄物処理施設(さくら環境センター)の位置図



出典: さくら環境センターパンフレット

表17 し尿処理施設の稼働状況(田川地区クリーンセンター)

施設名	処理能力	型式・施設概要	使用開始年度
田川地区 クリーンセンター	【し尿】 165kl/日 【浄化槽汚泥】 220kl/日 【有機性廃棄物】 コミュニティ・ プラント汚泥 5kl/日	【水処理設備】 標準脱窒素処理方式 【資源化設備】 汚泥助燃剤化方式、堆肥化方式	令和3年度

出典:田川地区広域環境衛生施設組合ホームページ

図9 し尿処理施設(田川地区クリーンセンター)の位置図



出典:田川地区広域環境衛生施設組合ホームページ

6章 災害廃棄物処理対策

(1)災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物処理計画を策定するための災害廃棄物発生量の推計は、指針の技術資料14-2の推計方法を用いる。

推計式は資料編に示し、推計結果を表18から表23に示す。

発災後は災害廃棄物処理実行計画策定時に災害廃棄物の発生量を見直し、推計することになるが、処理の進捗に合わせて実際に搬入される廃棄物の量や被害状況の調査結果に基づき、再度発生量の推計を見直すものとする。

なお、片付けが必要な災害廃棄物発生量は、災害廃棄物の内数であることに留意する。

想定地震及び被害棟数については「地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県令和7年9月）」から「基盤一定地震（冬18時・強風）」による被害棟数としている。

また、想定水害及び被害棟数については、福岡県資料（令和元年市町村別水害棟数）の遠賀川における水害・被害棟数としている。

表 18 災害廃棄物発生量(単位:t)

地震の 名称	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属 くず	合計
基盤一定	7,826	2,762	15,345	24,808	409	51,150

表 19 地震によって発生する片付けが必要な災害廃棄物発生量(単位:t)

地震の 名称	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	合計
基盤一定	677	239	1,328	2,146	35	4,425

表20 水害による災害廃棄物発生量(単位:t)

河川の 名称	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	その他	土砂	合計
遠賀川	77	77	192	270	13	11	261	900

表21 水害によって発生する片づけが必要な廃棄物発生量(単位:t)

河川の 名称	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	その他	土砂	合計
遠賀川	43	43	107	150	7	6	145	500

(注)表18、19については、四捨五入の関係により、数値が合わない場合がある。

(2)し尿

表 22 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数

地震の名称 基盤一定	し尿発生量(ℓ/日)	仮設トイレ必要基数(基)
直後	6,344	23
1週間後	5,517	18
1ヶ月後	5,306	16

(3)避難所ごみ

表 23 避難所におけるごみ発生量

地震の名称	避難所避難者数 仮定人数			避難所ごみ発生量(t/日)		
	当日	1週間後	1ヶ月後	当日	1週間後	1ヶ月後
基盤一定	1,100	1,200	1,200	0.83	0.9	0.9

(4)処理可能量

① 焼却施設の処理可能量

焼却施設の処理可能量は、表24の式を用いて推計する。

この推計方法は、施設を最大限稼働させた場合の年間処理能力から、年間処理（実績）を差し引いた余力分を処理可能量とするものである。その推計結果を表 25 に示す。

表 24 一般廃棄物焼却施設の処理可能量推計式

処理可能量(t/年)^{※1}＝年間処理能力(t/年)－年間処理量(実績)(t/R5 年度)^{※2} 年間処理能力(t/年)＝年間最大稼働日数(日/年)×処理能力(t/日)^{※3} 年間最大稼働日数:280 日 ※1 処理可能量(t/年)をもとに、2 年間及び 3 年間処理した場合の処理可能量についても算出した。 ※2 環境省一般廃棄物処理実態調査より
--

表25 一般廃棄物焼却施設の処理可能量(推計)

施設名	処理能力 (t/日)	年間最大 稼働日数 (日/年)	年間処理 能力 (t/年)	年間 処理量 (実績) ※ (t/R5年度)	処理可能量		
					(t/年)	(t/2年)	(t/3年)
さくら 環境 センター	172	280	48,160	36,398	11,762	23,524	35,286

※ 令和5年度環境省実態調査における田川郡東部環境衛生施設組合(香春町、赤村、大任町、添田町)、田川地区清掃施設組合(田川市、川崎町)、下田川清掃施設組合(糸田町、福智町)の処理実績合計値を参考とした。

② 最終処分場の処理可能量

最終処分場の処理可能量は、表26の式を用いて推計する。

この推計方法は、残余容量から平時の埋立処分量10年分を差し引くことにより10年後残余容量を処理可能量とする。

令和7年度より稼働した組合関連施設に関して処理可能量を推計し、その結果を表27に示す。

表26 一般廃棄物最終処分場の処理可能量推計式

処理可能量(t)

$$= (\text{残余容量}(\text{m}^3) \times \text{※1} - \text{年間埋立処分量(実績)}(\text{m}^3/\text{R5年度}) \times \text{※2} \times 10 \text{年}) \times \text{単位体積重量}(\text{t}/\text{m}^3)$$

単位体積重量: 1.5t/m³

※1、※2: 環境省一般廃棄物処理実態調査より

表 27 一般廃棄物最終処分場の処理可能量(推計)

施設名	埋立容量 (覆土を含む) (m ³ /R5年度)	残余容量 (m ³)	処理可能量 (t)
さくら浸水処理施設 さくら埋立処分場	4,043	134,625	141,293

※ 令和5年度環境省実態調査における田川郡東部環境衛生施設組合(香春町、赤村、大任町、添田町)、田川地区清掃施設組合(田川市、川崎町)、下田川清掃施設組合(糸田町、福智町)の処理実績合計値を参考とした。

(5)処理フローに係る項目

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底する。

このため、混合廃棄物を減らすことが復旧のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。

災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、下記のとおり分別・処理フローを設定する。

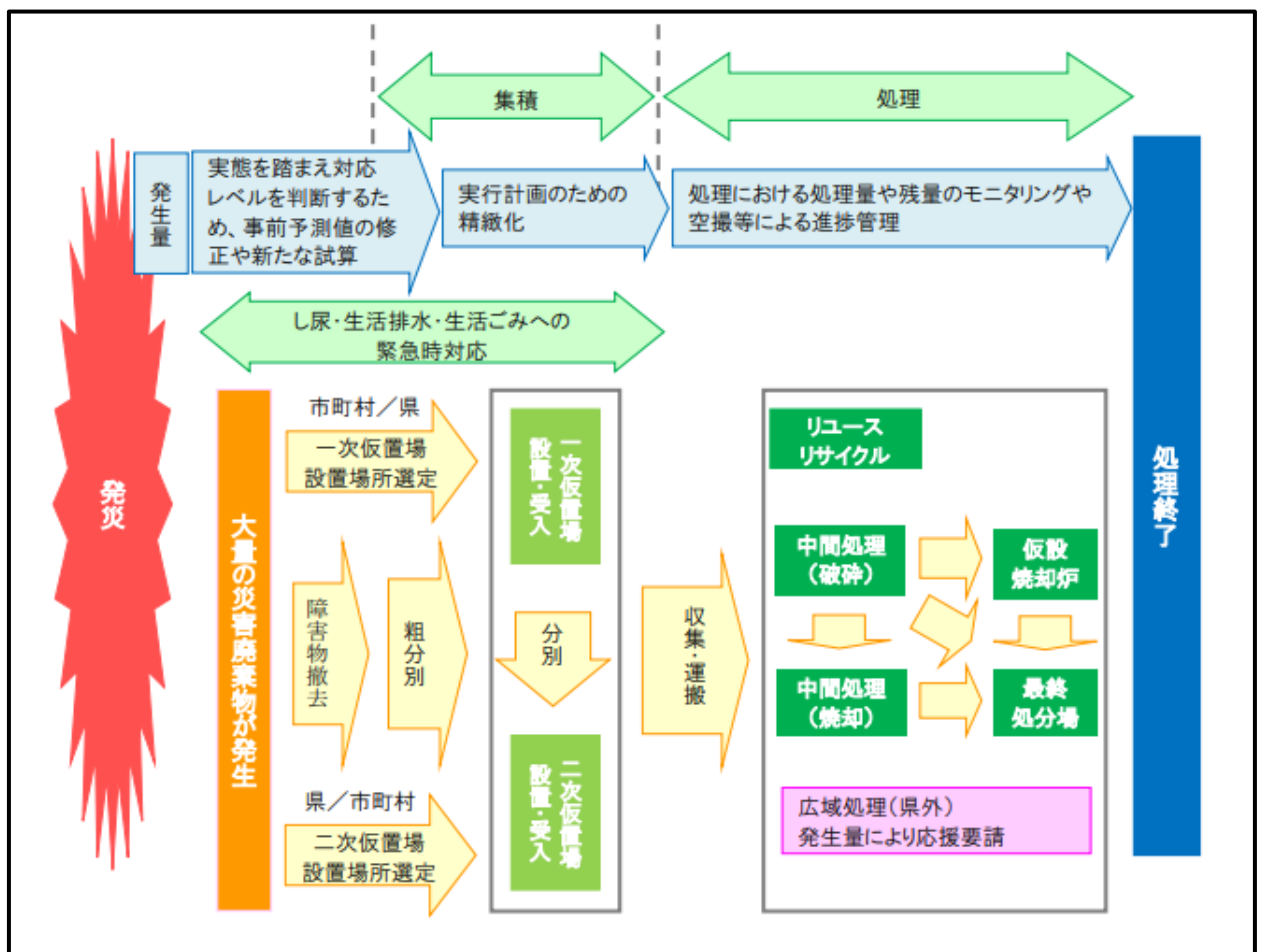
① 処理フロー

災害廃棄物処理の流れに関する参考資料を図10、災害廃棄物の処理フローを図11に示す。

地震や水害などを原因とする大きな災害が発生した場合、組合での処理は構成する他市町村にも同様の被害があった場合において特に焼却処理、最終処分ともに不足する可能性が考えられる。

よって、一部事務組合および構成市町村とその処理方法について協議が必要であり、同時に広域的な処理も検討することが必要となる。

図10 災害廃棄物処理の流れ



出典：福岡県災害廃棄物処理計画(改訂版)

図11 基盤一定地震での災害廃棄物処理フロー(例)



② 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、県への事務委託（地方自治法第252条の14）を含めて広域処理を検討する。県への事務委託の内容には、次のようなものが考えられる。

- ア) 倒壊建物等の解体・撤去
- イ) 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ウ) 一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- エ) 二次仮置場からの収集運搬
- オ) 処理（自動車、家電、PCB 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

③ 処理スケジュール

過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、表28のスケジュールを目安とする。

水害の事例においては1年以内での処理業務を完了することとし、表29のスケジュールを目安とする。

実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

表28 大規模災害での処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

表29 水害での処理スケジュール

	1年間					
	1週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月
仮置場設置						
災害廃棄物の搬入						
災害廃棄物の処理						
仮置場の撤去						

(6)仮置場

① 仮置場候補地の選定

災害廃棄物の発生により生活環境に支障が生じないようにするために、発災後速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。

廃棄物は膨大な量の発生が見込まれるため、直接処理施設への搬入が困難となることが想定される。よって、一旦受入を行う場所や仕分けなどを行う場所が必要となるため、町による仮置場を設置するものとし、選定時には表30を参考にする。

選定は利用可能な町有地を利用することを優先するが、仮設住宅建設用地等で使用する必要もあるため、事前に町災害対策本部内で速やかに協議、調整のうえ決定する。

なお、町有地で不足が生じる場合は県有地や国有地の利用を検討し、必要に応じて県、国に支援を要請する。

また、仮置場の管理・運営に関しては、第3章 協力・支援体制（2）民間事業者団体等の連携「表11 民間事業者との災害時応援協定」を締結している公益社団法人福岡県産業資源循環協会とその支援について事前協議を行うものとする。

表30 仮置場候補地選定の際に考慮する点

		条 件	理 由
所有者		●公有地(市区町村有地、県有地、国有地)が望ましい。 ●地域住民との関係性が良好である。 ●(民有地の場合)地権者の数が少ない。	●災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	●広いほどよい。(3,000m ² は必要)	●適正な分別のため。
	二次仮置場	●広いほどよい。(10ha 以上が好適)	●仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		●農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	●原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		●応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	●当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ(設備)		●使用水、飲料水を確保できること。(貯水槽で可)	●火災が発生した場合の対応のため。 ●粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
		●電力が確保できること。(発電設備による対応も可)	●仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制		●諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない。	●手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況		●舗装されているほうがよい。	●土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
		●水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	
		●地盤が硬いほうがよい。	●地盤沈下が発生しやすいため。
		●暗渠排水管が存在しないほうがよい。	●災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
地形・地勢		●河川敷は避けたほうがよい。	●集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ●災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
		●平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	●廃棄物の崩落を防ぐため。 ●レイアウトの変更が難しいため。
土地の形状		●敷地内に障害物(構造物や樹木等)が少ないほうがよい。	●迅速な仮置場の整備のため。
		●変則形状でないほうがよい。	●レイアウトが難しくなるため。
道路状況		●前面道路の交通量は少ない方がよい。	●災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
		●前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	●大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート		●車両の出入口を確保できること。	●災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート		●高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	●広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境		●住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ●企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	●粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
		●鉄道路線に近接していないほうがよい。	●火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無		●各種災害(津波、洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでないほうがよい。	●二次災害の発生を防ぐため。
その他		●道路啓開の優先順位を考慮する。	●早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典:災害廃棄物対策指針(令和5年1月)【技術資料18-3】

② 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した際には、場所、受入期間（時間）、ごみ分別、持込禁止物などを明確にしたうえで広報を行う。

広報は、町ホームページ、SNS、チラシ、防災無線等による複数の方法により行い、全世帯へ周知できるように準備を行う。

③ 仮置場の設置、運営

これまでに発生した東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など過去に発生した大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化および生活環境の保全、公衆衛生の悪化を防止することが必要となる。

よって、災害廃棄物を仮置場に搬入する時から事前にごみ分別を徹底することが重要とされており、町においても同様に取り扱うものとする。

仮置場の設置、運営に関して考慮する点およびその種類は、表31、32に示す。

表31 仮置場設置、運営に関して考慮が必要な点

- ◆ 仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査、土壌のサンプリングをしておくことが望ましい。
- ◆ 保管する予定の廃棄物の性状、地下地盤の状況(透水性の高い石灰岩質等の場合)に応じて、シート敷設等の土壌汚染、地下水汚染防止対策を検討する。
- ◆ 仮置場は、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆ 仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(事前に作成しておく。)
- ◆ 衛生上の観点から生ごみは搬入不可とする。
また、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうように依頼する。
- ◆ 災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- ◆ 分別品目ごとに作業員を配置し、その指導や荷下ろしの補助を行う。
- ◆ 火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ◆ 状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲にフェンスなどの囲いを設置する。
- ◆ 仮置場の設置場所(住宅密集地付近、都市公園、国立・国定公園内等)に応じて、必要な環境モニタリング(臭気、騒音、振動、周辺河川水質、地下水、粉じん等)を実施する。
- ◆ 受付では身分証明書の確認を行うなど、他市町村からの便乗ごみが紛れ込まないように留意する。

表32 仮置場の種類

一次仮置場	片付けごみ、被災した建物、津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間の分別・保管を基本とする。
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等への施設に搬入するまでの間の保管や、受入のための中間処理(破碎・選別)を行う。必要に応じて仮設焼却炉を設置する場合もある。

④ 仮置場必要面積

災害廃棄物発生量の推計により、必要と考えられる仮置場必要推計面積を災害の種類により表33から表36に示す。

表 33 地震発生時の災害廃棄物発生量の仮置場必要推計面積

項目	廃棄物種別							
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	燃えがら
災害廃棄物量 (t)	7,826	2,762	15,345	24,808	409	0	0	0
災害廃棄物等集積量 (t)	5,217	1,841	10,230	16,539	273	0	0	0
災害廃棄物年間処理量 (t)	2,609	921	5,115	8,269	136	0	0	0
見かけ比重 (t/m ³)	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	1.1
災害廃棄物容積 (m ³)	13,043	4,604	9,300	15,035	248	0	0	0
仮置場必要面積 (m ²)	5,217	1,841	3,720	6,014	99	0	0	0
仮置場必要面積 (ha)	0.5	0.2	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0

表34 地震によって発生する片付けが必要な災害廃棄物発生量の仮置場必要推計面積

項目	廃棄物種別					
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	合計
災害廃棄物量 (t)	677	239	1,328	2,146	35	4,425
災害廃棄物等集積量 (t)	451	159	885	1,431	24	2,950
災害廃棄物年間処理量 (t)	226	80	443	715	12	1,475
見かけ比重 (t/m ³)	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	—
災害廃棄物容積 (m ³)	1,128	398	805	1,301	21	3,653
仮置場必要面積 (m ²)	451	159	322	520	9	1,461
仮置場必要面積 (ha)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1

表35 水害発生時の災害廃棄物発生量の仮置場必要推計面積

項目	廃棄物種別							
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	合計
災害廃棄物量 (t)	77	77	192	270	13	11	261	900
災害廃棄物等集積量 (t)	52	51	128	180	8	7	174	600
災害廃棄物年間処理量 (t)	26	26	64	90	4	4	87	300
見かけ比重 (t/m ³)	0	0	1	1	1	1	2	—
災害廃棄物容積 (m ³)	129	128	116	164	8	7	97	647
仮置場必要面積 (m ²)	52	51	46	65	3	3	39	259
仮置場必要面積 (ha)	0.01	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.03

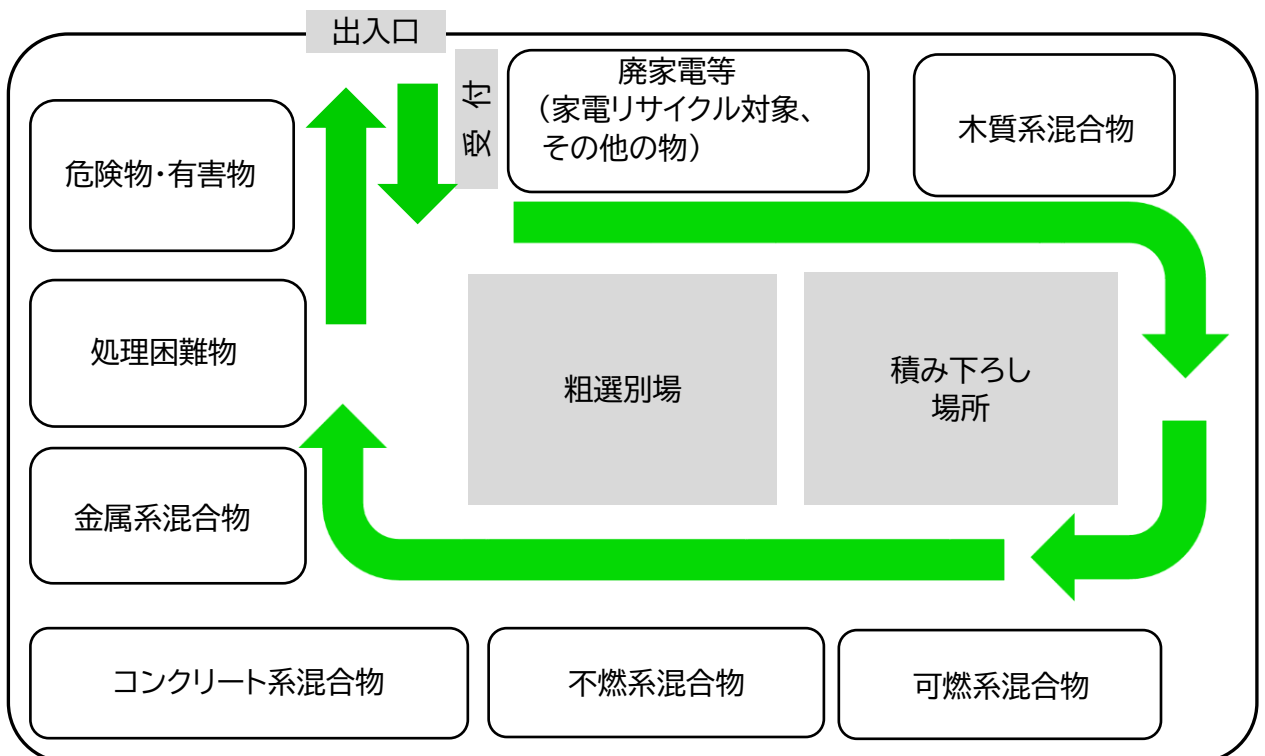
表36 水害によって発生する片付けが必要な災害廃棄物発生量の
仮置場必要推計面積

項目	廃棄物種別							合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	
災害廃棄物量 (t)	43	43	107	150	7	6	145	500
災害廃棄物等集積量 (t)	29	28	71	100	5	4	97	333
災害廃棄物年間処理量 (t)	14	14	36	50	2	2	48	167
見かけ比重 (t/m³)	0	0	1	1	1	1	2	-
災害廃棄物容積 (m³)	72	71	65	91	4	4	54	360
仮置場必要面積 (m²)	29	28	26	36	2	1	21	144
仮置場必要面積 (ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01

⑤ 仮置場の分別配置例

仮置場における分別配置の例を図12に示す。

図12 仮置場の分別配置例



- ※ 分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。
- ※ 災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。
- ※ 搬入車両は左折入場とする。
- ※ 場内の動線は時計回りを基本とし、出入口で車両が交錯することのないようにする。
- ※ 区分した廃棄物どうしが接するようになると、境界線が曖昧になり混合廃棄物になりやすい。各廃棄物の配置は、実際の搬入量を見ながら柔軟に変更し、廃棄物どうしが2m程度は離れるようにする。

⑥ 仮置場の復旧

仮置場の復旧については、使用開始前に土地管理者（所有者）との復旧に関する協議を実施しておくことが望ましい。

復旧を行う際は、土壌分析等を行うなど土地の安全性を確認し、迅速な原状回復に努める。

⑦ 必要資機材

仮置場運営に必要な資機材及び調達方法の予定を表37に示す。

表37 一次仮置場における必要資機材及び調達方法(予定)

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて	調達方法(予定)
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○	委託
	マグネット付バックホウ等	敷鉄板の敷設		○	委託
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策(進入防止)、不法投棄・盗難等の防止	○		委託
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○		町
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○	町
	受付	搬入受付	○		町
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○		県産業資源循環協会と協議
	マグネット、スケルトン			○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○	
	運搬車両(パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームローラー車等) ^{※1}	災害廃棄物の搬入・搬出	○		
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○		町
	休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○	町
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○	町
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○	県産業資源循環協会と協議
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○	町
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観配慮		○	委託

飛散防止ネット	飛散防止		○	委託
防じんネット	粉じんの飛散防止		○	委託
タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○	委託
発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○	県産業資源循環協会と協議
消臭剤	臭気対策		○	町
殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○	町
放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止(堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定)		○	委託
掃除用具	仮置場その周辺の掃除(美観の保全)		○	町

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料17-1】をもとに作成

※運搬車両の主な用途

- ・パッカー車：可燃ごみ
- ・平ボディ車：不燃ごみ、大型ごみ
- ・大型ダンプ：土砂、流木
- ・アームロール車：コンテナに入るもの(可燃、不燃は問わない)

⑧ 仮置場における必要人数

仮置場に必要と考えられる人数と役割分担予定を表38に示す。

表38 仮置場の必要人数及び役割分担予定

役割	人数	支援要請先(予定)
受付	現地状況により県産業資源循環協会に助言、協議を依頼	町職員
管理・運営		協定に基づき、県産業資源循環協会に助言、協議を依頼
収集・運搬		協定に基づき、県産業資源循環協会に助言、協議を依頼
作業員		協定に基づき、県産業資源循環協会に助言、協議を依頼。
警備員		その他、町職員、ボランティアなどを想定
重機オペレーター		協定に基づき、県産業資源循環協会に助言、協議を依頼

(7)片付けごみ

① 災害廃棄物を片づけたごみの回収戦略

- ア) 災害の種類によって片付けたごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後からすぐに自宅などの片付けが開始されるため、すぐに片づけたごみが排出されることが想定される。
- イ) 片づけたごみは町が設置・管理する仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらい、発災直後から仮置場を設置する。片付けごみのステーション回収は行わない。
- ウ) ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、道路際の自宅敷地内に排出してもらい、災害ボランティアによる支援や状況に応じて町による戸別回収の可能性について検討する。

② 無管理の集積所への対応方法

- エ) 住民や収集運搬業者などから発生場所についての情報を収集し、可能な限り早期に早急に回収する。早期に回収が困難な場合は、地域住民に分別管理の協力を依頼する。
- オ) 無管理の集積所からごみの搬出が完了したら、町が指定する排出場所の広報を行い、新たな侵入・排出を避けるため三角コーンやロープなどで搬出が完了した集積所を囲い、閉鎖する。

(8)有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者とその取扱方法を検討し、処理方法を定める。

災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法における留意事項は、表39-1、表39-2のとおりとする。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。

なお、人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

表39-1 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード スレート板 などの建材	・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	・損壊家屋等は、撤去(必要に応じて解体)前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
漁網	・漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグ等の鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	・漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は(港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む)、平時に把握している事業者へ処理、処分を依頼する。

出典:環境省災害廃棄物対策指針(平成 30 年 3 月)P2-45、表 2-3-1 を編集

表39-2 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
PCB廃棄物	・PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。 ・PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)を行う場合や撤去(必要に応じて解体)作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	・最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	・危険物の処理は、種類によって異なる。(例:消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など)
太陽光発電設備	・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。
蓄電池	・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。
その他	・能登半島地震では、液体(灯油・調味料・薬剤)がしみ込んだ木材への対応が課題となったため、留意する必要がある。

出典:環境省災害廃棄物対策指針(平成30年3月)P2-45、表2-3-1を編集、追記

7章 水害等における処理対応

水害や風害は地震災害と比較すると局地的になり、災害廃棄物発生量が地震と比較して少ない場合が多いことから、基本的には地震災害時の対応方針に準じるものとする。

ただし、水害の場合は通常のごみと比較すると水分を多く含むなどの特徴を有するため、収集・運搬、処理にあたって、留意する必要がある。

また、特に重要となるのが、発災後速やかに仮置場の位置情報や搬入・分別のルール等を周知することである。

風水害では、床上・床下浸水家屋が多いため、水が引いた直後からごみが排出されるため、適切に行わない場合、必要以上の処理期間やコストを要することとなる。これらの留意点を踏まえ、適切に対応することが必要である。

水害廃棄物対策の特記事項を表 40 に示す。

表 40 水害廃棄物の特記事項

区分	内容
水害廃棄物の特徴	・水害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理方法には事前に対策を検討し、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを事前に作成する。
処理施設等の対策	・水没する可能性のあるくみ取り便所の便槽や浄化槽についての対策を、事前に検討しておく。 ・洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害の有無を想定し、事前に対策を行う。
収集・運搬 保管	・気象情報等に注意しながら発災前に収集運搬車両を避難させるなど対策を行う。 ・洪水ハザードマップを参考に、発災後に収集・運行可能なルートを検討する。 ・広域処理を想定した搬出先へのルートについて、洪水ハザードマップを参考に事前に検討する。 ・仮置場については、水害の特性(河川敷の使用が困難であることなど)に配慮する。
危険物・ 有害物質等	・水害時には、薬品類や危険物が流出する可能性があるため、事前に保管場所等について地図で把握し、流出しないよう対策を行う。

情報の収集	・被災市区町村が収集すべき情報として、浸水状況(床上・床下・倒壊棟数)を把握する必要がある。
収集・運搬 保管、処理	・水害廃棄物は、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始することが望ましく、特にくみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速な対応が必要である。 ・水害時には、水分を含んで重量がある畳や家具等が多量に発生し、積込・積みおろしに重が必要となるため、平時より収集作業人員及び車両等(平積みダンプ等)の準備が必要である。 ・洪水により流されてきた流木等、平時は市区町村で処理していない廃棄物についても、一時的に大量に発生し、道路上に散乱し、又は廃棄物が道路上に排出されるなど、道路交通に支障が生じた場合は、優先的に道路上の廃棄物等を除去する。 ・水分を含んだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。 ・畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るためカッターによる切断(1/4 程度に)等の対応をすることが望ましい。 ・水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽は、速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒を行う。
保管、選別 破碎、焼却 処理等	・水害廃棄物は、土砂が多量に混入する場合がある。処理に当たっては、水分の影響で木くず等に付着した土砂分の分離を難しくすることから、水害廃棄物の保管方法や分別・破碎方法等の検討が必要である。 ・水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量(カロリー)が低下し、助燃剤や重油を投入する必要が生じることがある。 ・大量の濡れた畳の処理に当たっては、焼却炉のピット内での発酵による発熱、発火に注意をする必要があり、一度に多量にピット内に入れないようにする。 ・水没したくみ取り槽、浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥については、原則として所有者の責任において、許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。

出典：環境省災害廃棄物対策指針(平成 30 年 3 月)
P2-18、P2-36、P2-49 を編集

8章 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえ、災害廃棄物処理実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の具体的な項目例を表41に示す。

表41 実行計画の項目例

1 実行計画の基本的考え方
1.1 基本方針 1.2 実行計画の特徴
2 被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
2.1 被災状況 2.2 発生量の推計 2.3 災害廃棄物の性状
3 災害廃棄物処理の概要
3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方 3.2 町内の処理・処分能力 3.3 処理スケジュール 3.4 処理フロー
4 処理方法の具体的な内容
4.1 仮置場 4.2 収集運搬計画 4.3 解体・撤去 4.4 処理・処分
5 安全対策及び不測の事態への対応計画
5.1 安全・作業環境管理 5.2 リスク管理 5.3 健康被害を防止するための作業環境管理 5.4 周辺環境対策 5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法 5.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法 5.7 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
6 管理計画
6.1 災害廃棄物処理量の管理 6.2 情報の公開 6.3 都道府県、市町村等関係機関との情報共有 6.4 処理完了の確認(跡地返還要領)

9章 平時の備え

(1)計画の点検・改定

本計画をより実効性の高いものにするために、表42に示すような場合に随時計画の点検、見直しを行うものとする。

表42 実行計画の点検、見直しを行う例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域防災計画等で想定される災害や被害想定の見直し等があった場合② 国の災害廃棄物処理に関する諸法令や指針などに改正があった場合③ 県処理計画や関連するマニュアルなどの改正が行われ、町処理計画も情報更新などが必要な場合④ 協定締結先や廃棄物処理施設の状況など、町における災害廃棄物処理に関する情報更新などが必要な場合⑤ 町の組織体制の変更により、処理体制構築の見直しが必要な場合や災害廃棄物処理計画を活用した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練を実施した結果、その内容を踏まえた本計画の点検・見直しが必要な場合 |
|---|

(2)計画の共有、関係者との連携

町が策定する災害廃棄物処理計画は、町関係者（町三役、他課、その他関係機関）だけでなく、住民および民間事業者にも周知する必要があるため、本計画が策定もしくは内容が変更された場合は、町ホームページなどで遅滞なく公表するものとする。

また、この計画に実行性を持たせるため、県や田川地区広域環境衛生施設組合（構成自治体含む）及び協定締結先と平常時から情報交換や協議を行う。

(3)職員の教育、研修及び訓練の実施

廃棄物担当部局では、災害が発生した際に災害廃棄物処理計画を有効に活用することを目的として、関係職員を対象に計画の内容や国・県をはじめとした関係機関が策定した災害廃棄物処理体制と役割、過去の事例等について周知徹底を図る必要がある。

災害発生時に業務の中心を担う職員に対しては、災害廃棄物に関する専門的知識、関係法令の運用、災害廃棄物処理に必要な技術的な内容に関する教育を受ける機会を提供する。

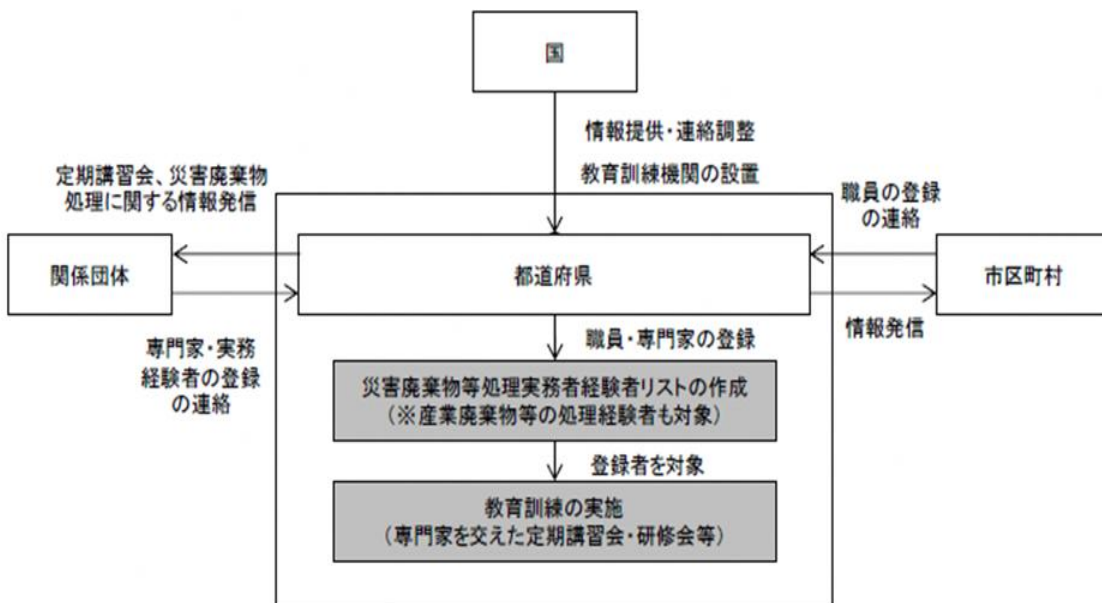
職員の教育訓練については、県が開催する研修や訓練などへ可能な限り参加し、各種マニュアル等の配布、視察などを効果的にかつ効率的に実施する。

また、「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」（国立環境研究所編集）（https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/practice/guide_1.pdf）などを災害廃棄物処理に関する教育訓練に活用する。

教育訓練などの成果の先進的な活用事例として、災害廃棄物処理に係るマネジメントや専門的な技術に関する知識・経験を習得した者及び実務経験者のリスト化がある。リストアップする実務経験者等の対象には、災害廃棄物だけでなく廃棄物に関する経験者も含め、整理したリストは定期的に見直し・チェックを行い、継続的に更新することで発災時の速やかな体制構築と経験の活用を図り、連携先との訓練を実施する。

参考として、図13に教育訓練体系の例を示す。

図 13 教育訓練体系の例



出典：環境省災害廃棄物対策指針(平成30年3月)P2-6 図2-1-1

10章 補助金の活用

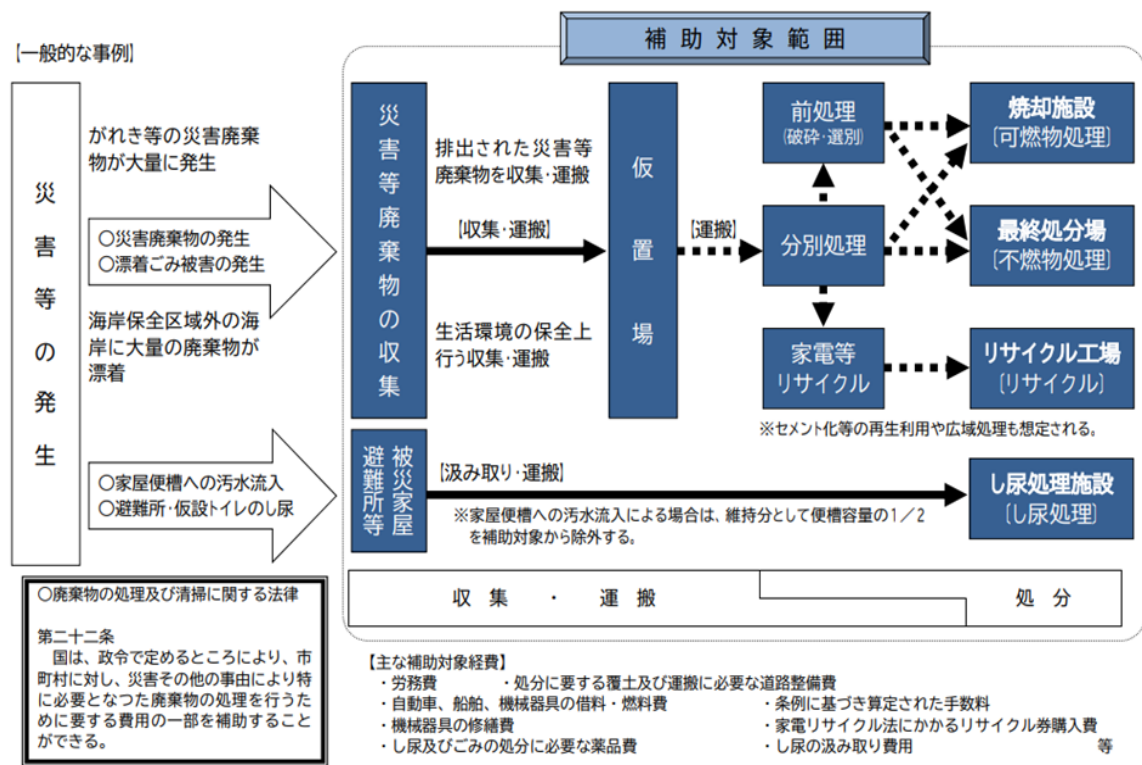
災害時における環境省の補助金には、災害廃棄物の処理に活用できる「災害等廃棄物処理事業費補助金」と一般廃棄物処理施設の復旧に活用できる「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」がある。

町は災害廃棄物処理を行うための財源確保のため、上記2つの補助金について活用を図るものとする。

なお、これらの申請には災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂・環境省）を参考とする。

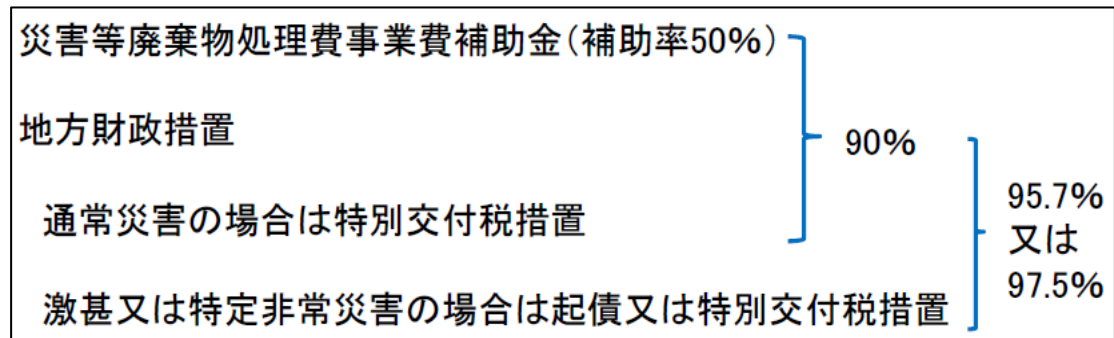
以下のとおり、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲を図14、補助割合を図15に示す。

図14 災害等廃棄物処理事業の業務フローと補助対象範囲



出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）

図15 財政措置を含めた補助割合



出典:災害関係業務事務処理マニュアル(令和5年12月改訂)

香春町災害廃棄物処理計画

令和8年度 策定

福岡県 香春町

〒822-1492 福岡県田川郡香春町大字高野994番地

TEL 0947-32-8400(税務住民課 生活環境係)
